



日本弁理士会 副会長
伊丹 勝

弁理士法改正により 弁理士制度の更なる充実を！

今月のことば

1. 山場に差し掛かった弁理士法改正論議

弁理士法改正の論議がいま山場に差し掛かっている。今回の弁理士法改正は、平成12年に行われた大改正の5年後の見直しという位置づけであるため、5年間施行してきた現在の弁理士法の問題点を洗い出し、その問題点を修正することが主眼である。このため、前回ほどの大幅な改正という訳ではないが、将来の日本の知財制度にとって大変重要な項目も含まれている。日本が今後も知財立国を目指していくためには、是非、このタイミングで弁理士制度の修正を図ることが必要である。以下、改正項目の中で最も重要と思われる弁理士試験合格者に対する義務研修制度を中心に私の考えを述べたい。

2. 現状の問題点

前回の改正では、弁理士試験が緩和されると共に技術系大学院卒者等の選択科目が免除されるようになった。この結果、弁理士試験合格者の数はうなぎ登りに増加し、現在6,700名の会員のうち、3人に1人が登録5年未満という状態となった。昨年度合格者711名の内訳を見ると、約3割～4割が実務経験を有しない実務未経験者組である。実務未経験者が3割という数字自体は、これまでと、さほど変わりはないが、その絶対数の増加が無視できない数字となっている。

このような実務未経験者組は、これまでは、事務所に就職して先輩弁理士の指導を受けながら実務を経験してきた。しかし、実務未経験者の絶対数増加は、特許事務所の受入容量を既にオーバーしつつある。特許事務所の約7割を占める単独会

員事務所では、実務経験の無い新人弁理士を受け入れる時間的、人的余裕が無いというのも新人にとって厳しい現状である。

一方、弁理士会研修所でも、これまで新人弁理士のための新人研修にかなりの力を入れている。合格者増には、eラーニングの導入等によって対処している。しかし、この新人研修は、義務化されていないため、受講しない会員もいる。この点については、実務能力を自ら身につけない者は、低品質の仕事しか提供できず、競争原理によって市場から排除されていくのであるから放っておけば良いのではないかという意見がある。しかし、そのような弁理士にたまたま当たってしまったユーザにとってみれば、自らの知的財産創設に大きな損失を与える可能性のある制度など、とても許容できる話ではない。特に大企業であれば、弁理士を選別するだけの情報量及び仕事量があるが、中小企業や大学等の場合、質の良い弁理士を選別するだけの情報量も仕事量も不足している。このため、中小の方が被害甚大である。

3. 登録前義務研修の導入

このような点を踏まえ、当会では、改正弁理士法の見直し時期に当たり、試験合格者に、登録前に一定の実務研修の受講を義務づけることにより、一定の実務能力を担保する登録前義務研修制度の導入を提案している。登録前研修にこだわるのは、提案している義務研修制度が、現在の試験制度の実務能力面での担保という役割を持っているからであり、国の制度として設計され、日本弁理士会が国から委託を受ける形で実行すべきもの

と考えるからである。登録後では、日本弁理士会の会内自治としての義務研修制度であり、その性格は全く違ってくるのである。

念のため付言すると、前回の法改正に不備があったと主張しているのではない。現在の試験制度創設の時には、弁理士の量的担保は目的としていたが、質的担保は、弁理士会の自主的な研修に委ねられており、弁理士試験制度自体に実務面での質的担保は考慮されていなかったのである。実務面での質的担保が国の政策として掲げられたのは、それよりも後、平成15年の知財推進事務局による「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の中であった。ここには、「弁理士試験の在り方及び弁理士の試験合格者の実務能力を担保する方策等について、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえて、2003年度以降検討を行い、弁理士の量的・質的拡大を図る。」とされている。

このような点を踏まえて、当会では、弁理士の量的拡充と共に、弁理士の質的拡充も制度的に担保する必要があると主張しているのである。だからこそ登録前義務研修制度だけでなく、既登録弁理士の定期的な義務研修も同時に提案している。新規合格者と既登録弁理士の義務研修導入は、セットで導入されるべきであり、前述した知財推進計画に沿ったものであることを強く主張したい。

しかし、登録前義務研修制度に対しては、これまで試験合格者に対して何らの制限を課すことなく弁理士登録という法的効果を与えていたのに対し、研修を受けなければ登録できない、効果確認がなされなければ登録できない、といった新たな制限を加えることになるので、明らかに参入規制に当たり、認められないという根強い反対意見が産構審の場でも存在している。しかし、そもそも資格制度自体が必要な参入規制として存続しているのであるから、登録前義務研修も、それが必要な規制であれば認められてしかるべきではないだろうか。

4. 今、我々に求められているもの

このような改正論議の中で、考えなければならぬことは、我々が社会に何を求められているのかという点であろう。本来業務に立ち返れば、企業の命運を賭けた商品開発の過程で、弁理士が、その知見を活かして、特許、意匠、商標とあらゆる側面から知的財産の広範な網を張って行く。その商品が世に出てそれがヒット商品に育っていく過程で、やがて知的財産による保護の効果が表れてくる。少なくとも、企業の命運を賭けたヒット商品の陰には、経験に裏打ちされた弁理士の“職人の技”が関与している。これが知財創出という側面での弁理士の本来業務であろう。

このような本来業務に加えて、日本で生まれた知的財産を国際的に保護するためには、条約や各国法制の知識を有する専門家の存在が欠かせない。創設された権利をしっかりと保護するためには、弁理士の訴訟代理人、補佐人としての業務の充実が必須である。権利の有効な活用を図るためには、技術移転への関与、知財の価値評価、国際標準に関する評価人としての役割も必要とされる。我々のテリトリーは、知財の創造、保護、活用の知財創造サイクルのあらゆる局面で広がっていかざるを得ないのである。しかし、その際にも、本来業務に対する経験、知見が大きくものを言うことは言うまでもない。

だからこそ、方向性を見失わないように、もう一度、弁理士の本来的使命を見つめ直す必要がある。これからの時代を背負う若い弁理士に、日本の知財の担い手として大いに活躍する場を提供し、各人が誇りを持って業務に精励できる弁理士制度を維持していくためには、何としても試験合格者の実務面での質的担保と、既登録弁理士の個々の自己研鑽が必須なのである。

経済活動一般に対する規制緩和の観点からの自由競争については、特に異論を挟む気はないが、こと弁理士資格制度に関する限り、経済原則一般の自由競争を追求する余り、価値ある知的財産に風孔が開けられてしまうような制度であってはならない。